調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年12月23日

提出者 調布市教育委員会 教育長 大和田 正 治

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、学校運営協議会の設置等について必要な事項を定めるため、提案するものであります。

調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5第1項の規定により、同項に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 調布市教育委員会(以下「委員会」という。)は、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。
- 2 委員会は、前項の規定により協議会を置く場合は、協議会を置こうとする学校に対してその旨を通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

- 第3条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な 方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。
 - (1) 学校経営計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項に関すること。
- 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校 運営を行うとともに、当該方針を委員会に報告するものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

- 第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除 く。)について、委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べること ができる。
- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(分限及び 懲戒並びに特定の職員の任用に関する事項を除く。)について、当該職員 の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該

職員が都費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。)であるときは、委員会を経由するものとする。

3 協議会は、前2項の規定により委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第5条 協議会は、対象学校の運営状況等について、毎年度評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

- 第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参 画等が促進されるよう努めるものとする。
- 2 協議会は、次の各号に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び 当該運営への必要な支援に関する協議の結果に係る情報を積極的に提供す るよう努めるものとする。
- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童、生徒の保護者等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。 (運営状況の報告)
- 第7条 協議会は、毎年度、協議会の会議(以下「会議」という。)の開催 状況その他の協議会の運営状況について、委員会に報告しなければならな い。

(委員の任命)

- 第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は10人以内とし,次の各 号に掲げる者のうちから,対象学校の校長の推薦により委員会が任命する。
 - (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 対象学校の地域学校協働本部地域コーディネーター
 - (4) 対象学校の校長
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が適当と認める者

- 2 委員会は、委員の辞職等により欠員が生じたときは、必要に応じて新たな委員を任命するものとする。
- 3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

- 第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も、また同様とする。
- 2 委員は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為,政治活動,宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来たす言動を行うこと。

(任期)

- 第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 第8条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、調布市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年調布市条例第23号)の定めるところによる。この場合において、1年度当たり12、000円を上限として報酬を支給するものとする。

(会長及び副会長)

- 第12条 協議会に会長及び副会長を置き,委員の互選により選出する。ただし,対象学校の校長を会長又は副会長に選出することはできない。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたと きは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第13条 会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は,委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、 意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第14条 会議は、公開とする。ただし、個人に関する情報を含む場合その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じる おそれがある場合は、協議会の判断により非公開とすることができる。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。 (研修)
- 第15条 委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任等について正し い理解を得るため、必要な研修を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

- 第16条 委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に 応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによ って対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めら れる場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとす る。
- 2 委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことがで きるよう必要な情報提供に努めるものとする。

(委員の解任)

- 第17条 委員会は、委員本人から辞退の申出があった場合のほか、委員が 次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。
 - (1) 第9条の規定に違反した場合
 - (2) 心身の故障その他やむを得ない理由により職務の遂行に支障を来たす場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められる場合

2 委員会は、委員を解任する場合は、当該委員にその理由を示さなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第37号参考資料

調布市コミュニティ。スクール

~地域とともにある学校づくり~



調布市では、保護者や地域住民の皆さんに学校運営に参画していただく 「コミュニティ・スクール」を導入します。

学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し,連携・協働して 子どもたちを育てていく仕組みづくりを進めていきます。

調布市教育委員会 令和4年〇月

はじめに

近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化している中で、「開かれた学校」から更に一歩踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかといった目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換が必要とされています。

調布市では、未来の創り手となる調布の子どもたちの学びや成長を地域全体で支えていくため、これまでに調布市教育プランにおいて学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進めることを目標に掲げ、魅力ある学校づくりの推進に取り組んできました。

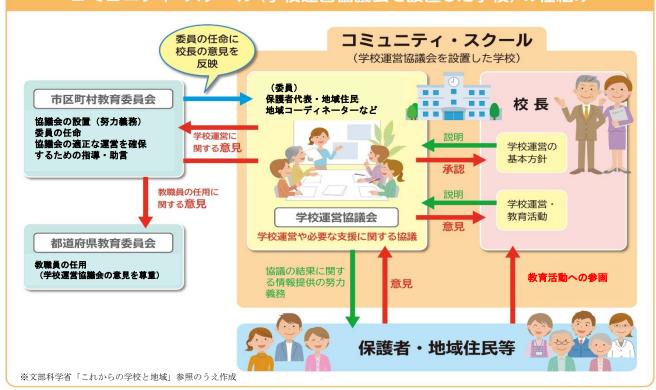
これから**コミュニティ・スクールを導入**することで、**学校・家庭・地域が一層の連携・協働を図り、子どもたちの学びの充実や豊かな人間性の育成**につなげていきます。

2 コミュニティ・スクールの概要

コミュニティ・スクールとは、**保護者や地域住民の皆さんが責任をもって学校運営に参画する仕組み**で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5で定める学校運営協議会(合議制の機関)を設置した学校を指し、「地域とともにある学校づくり」を推進することを目的とした国の制度になります。

調布市では、令和5年4月にモデル校でコミュニティ・スクールを先行導入し、令和7年度までに市立小・中学校全校で導入することを予定しています。

コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校) の仕組み



①学校運営への参画

⇒学校・家庭・地域が同じ目標やビジョンを共有し、参加するだけではなく、それ ぞれが当事者意識をもって子どもたちの教育に携わる参画の気運を高めます。

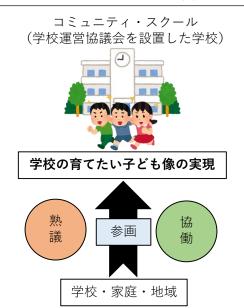
②組織的・持続的な体制の構築

⇒校長や教員の異動があっても子どもたちに安定した教育の機会を提供できるよう, 学校・家庭・地域との組織的・持続的な連携・協働体制を構築します。

③役割分担の確立

⇒学校が教育活動に注力できるよう,学校運営協議会で学校・家庭・地域が担うべき役割や活動を整理します。

≪目指すべき姿のイメージ図≫



キーワード 🚭

●<u>熟議</u>・・多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことをいいます。 活発な議論により、的確に多くの人の意見を反映することができます。

具体的には・・・

- ①保護者, 教員, 地域住民が集まって「学校や地域の課題」 を共有し
- ②そのことについて学習・熟慮し討議することを通して
- ③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに
- ④それぞれの役割に応じた解決策が洗練され
- ⑤個々人が納得して自分の役割を果たせるようになるというプロセスのことをいいます。

キーワード

●<u>協働</u>・・立場の異なる人たちが同じ目的のために、対等な立場で協力して活動することをいいます。

導入による効果

子どもたちにとって

- ●学びや体験活動が充実します。
- ●多様な人材や価値観に触れることができます。
- ●地域の担い手としての自覚や地域への愛着が 深まります。

学校にとって

- 家庭や地域の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- ●地域人材を活用した教育活動の充実につながります。
- ●子どもたちと向き合う時間の確保につながり、教育活動に 注力できます。

保護者にとって

- ●学校や地域に対する理解が深まります。
- ●地域全体で子どもたちが育てられているという 安心感が生まれます。
- ●保護者同士や地域との交流につながります。

子どもたちの 豊かな成長を 共に支え育む 学校・地域づくり の推進

地域にとって

- ●地域づくりの担い手が育ちます。
- ●自身の経験を生かすことで生きがいや、やりがいにつながります。
- ●学校を中心とした地域のネットワークの形成につながります。

調布市コミュニティ・スクールの運営

✔️主な構成メンバー(10人以内)

●保護者

4

- ●地域住民
- ●地域学校協働本部地域コーディネーター
- ●校長

5

🟏 主な役割

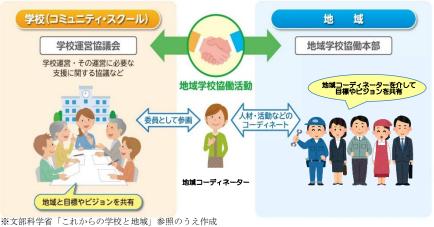
- ①校長が作成する学校運営の基本方針 を承認し、校長とともに責任をもっ て学校運営に携わります。
- ②学校運営とそのために必要な支援に ついて、校長や教育委員会に意見を 述べます。
- ③教職員の任用について,分限や懲戒, 特定の教職員の任用に関する内容を 除き,教育委員会に意見を述べます。
- ④学校の運営状況について評価を行い, 次年度の学校運営に生かします。

✔ 活動例(1年間のスケジュール)		
4月	○学校運営の基本方針の承認	
5月	○ ₩ t ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	
6月	│ ○学校運営や教育活動における課 │ 題解決や未来に向けた協議	
7月	※協議する内容や時期については,	
8月	学校ごとに決めて随時実施	
9月	 ※ 協議する内容例	
10月	地域の防犯・防災体制	いじめ・不登校
11月	地域づくり	学習支援
12月	地域貢献	郷土学習
1月	学校運営への協力促進	キャリア教育
0.7		
2月	○学校評価に関する協議	
3月	○次年度学校運営の基本方針に関 する協議	

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的推進

調布市では、令和3年度をもって市立小・中学校全校に地域学校協働本部の設置を完了し、地域人材の活用を図りながら教育活動の充実(学習・部活動支援等)を図ってきました。 この地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの両輪で子どもたちの学びや体験活動の充実を図っていきます。

≪両制度の関係イメージ図≫



ポイント

- ・地域学校協働本部の地域 コーディネーターがコミュニ ティ・スクールの委員を兼ね ることで、両機関の橋渡し役 を担います。
- ・<u>コミュニティ・スクールで協</u> <u>議・計画した内容を地域学校</u> <u>協働本部の活動に生かします。</u> 両制度の機能を生かし,「計 画・協議→実行→評価→改 善」のサイクルを回します。

問合わせ先 調布市教育委員会指導室 TEL:042-481-7480 MAIL:sidou@w2.city.chofu.lg.jp